令和４年１２月２日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

師走の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

みだしのことについて、自己検査で陽性が判明した場合の対応等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、一覧表の内容を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

１　変更点

変更前

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く）がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可）

変更後

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状（ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く）がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。（ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合や、自己検査によって風邪症状がある家族等の陰性が判明した場合は、幼児児童生徒は出席可）

２　その他

検査キットを使用する場合は、体外診断用医薬品（医療用検査薬及び一般用検査薬）の承認を受けている検査キットを可能な限り使用してください。